

岡 情 審 査 第 9 3 号 平成30年 3月30日

岡山市長 大森 雅夫様

岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会

会 長 小 山 正



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について(答申)

平成29年6月30日付け岡財第208-1号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「岡山簡易裁判所平成●●年(●)第●号に係る関係書類一式」の公文書 開示請求に対して、非開示とした決定に対する審査請求についての諮問

第1 審査会の結論

本件公文書開示請求に対して、岡山市長(以下「実施機関」という。) が不存在を理由として行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

- 本件審査請求人(以下「請求人」という。)は、平成29年4月22日付けで、実施機関に対し、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号。以下「条例」という。)第3条第1項の規定に基づき、岡山簡易裁判所 平成●●年(●)第●号慰謝料請求調停事件(以下「本件調停事件」という。)に係る関係書類一式(以下「本件公文書」という。)の公文書開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 本件請求に対し、実施機関は、本件公文書については収受しておらず、 保有していないため不存在として、同年5月8日付けで非開示決定を行った。
- 3 上記決定を受けた請求人は、実施機関に対し、平成29年6月4日付けで審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- 4 実施機関は、同年6月30日付けで、本件審査請求の取扱いについて、 条例第16条の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 請求人及び実施機関の主張の要旨

1 請求人の主張要旨

本件調停事件については、相手方である岡山市北区市税事務所職員(以下「市職員」という。) 2名がそれぞれ市税事務所の所在地及び所属・職・氏名を記載し、同一文書を添付した答弁書を平成●●年●月●●日付けで岡山簡易裁判所へ提出した事実がある。市職員の答弁書にはいずれも、「申立人の本件の申立ての趣旨は、相手方の市職員としての行為を原因とする損害賠償請求と認められるところ」との記述があり、私人

ではなく、条例が定義するところの「実施機関の職員が職務上作成した 書類」であると、文書を作成した市職員自身が認めている。市職員が答 弁書を提出する契機となった岡山簡易裁判所からの通知や事件経過の記 録は、「実施機関の職員が職務上取得した書類」であり、岡山市文書分 類基準表によると損害賠償関係書、保存年限は長期に該当し、1ヶ月で 破棄することは許されない。

2 実施機関の主張要旨

本件調停事件に係る答弁書は、市職員が個人として申し立てられた事件について、個人として裁判所に提出したものであり、職務上作成した文書ではなく、市長が保有している文書でもない。

第4 審査会の判断

実施機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件公文書について

請求人は、開示請求文書として調停事件に係る市で作成・収受した書類全てを求めており、内部協議書、担当者メモ、弁護士等との協議録、裁判所へ提出した書類を例として記載している。

2 本件公文書の不存在について

開示請求の対象となる公文書については、条例第2条第2号において、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと規定されている。

本件調停事件に係る調停申立書の相手方は、実施機関ではなく個人であることから個人として取得し、本件調停事件への対応についても実施機関が関与することなく、個人として答弁書を作成し裁判所へ提出したという実施機関の説明に不合理な点は認められない。本件調停事件に係る関連文書は条例第2条第2号に規定する公文書に該当しないことから、本件請求に対し、実施機関が不存在を理由として行った非開示決定は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 6月30日	諮問書の収受
平成29年 7月18日	請求人側意見書の収受
平成29年 8月23日	審議
平成29年11月30日	審議
平成30年 2月22日	審議
平成30年 3月30日	答申